

下関市旅行周遊支援助成金事業

下関市への旅行及び周遊の需要拡大と喚起を図ることを目的に、旅行業者等へ助成金を交付いたします。

助成金額

- ・日帰りツアー：10,000円
- ・宿泊ツアー：40,000円

助成要件

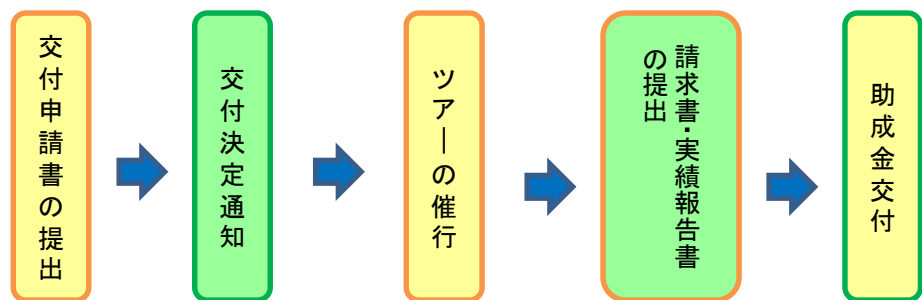
- (1) 旅行の構成人員が20名以上(乗務員、添乗員は含まない)であること。
- (2) 下関市内で旅行者一人当たり1,000円(税抜き)以上の食事(利用を証明できない自由昼食等は除く。)及び観光施設を1ヶ所以上旅程に組み込むこと。
- (3) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- (4) 旅行の出発及び帰着は下関市外であること。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - ア. 企画された旅行が観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの)。
 - イ. 発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - ウ. その他、会長が不相当と認めるもの。

※助成金の交付については、原則として同一業者(営業所)につき5回までとします。

事業期間

令和5年3月31日まで (予算がなくなり次第終了)

申請から交付までの流れ



※交付申請は催行日の5日前までに提出をお願いします。
※実績報告書に「ツアーの行程表」・「参加者の内訳表」・「食事(1人あたり1,000円(税抜き)以上)及び宿泊をしたことの証明」を添付していただきます。(領収書の写しでも可)

お問合せ

しものせき観光キャンペーン実行委員会 (下関市観光政策課)
☎ 083-227-3305
✉ sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※上記メールアドレスへお問合せいただければ、要綱・様式をお送ります。
(件名に「下関市旅行周遊支援助成金事業について」と記載ください。)